

第6章

資料編

1 用語の説明

※1 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

※2 登別市地域福祉実践計画（愛称「きずな」）

社協が策定・実施する全市的な取組をまとめた全市計画と、市内8小学校区ごとの取組をまとめた小学校区計画からなる5か年の計画。

※3 きずな推進委員会

市内8小学校区に設置されている校区推進委員会と、ボランティア団体や地域包括支援センターなどの専門職により構成されている専門委員会とで組織されている、社協が設置する委員会。

※4 地域生活課題

保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

※5 地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、平成18年度から新設された拠点で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が中心となって、「介護予防ケアマネジメント」「権利擁護事業」「総合相談支援事業」「包括的・継続的ケアマネジメント事業」などを行う。本市には、あおい（愛桜）、ゆのか、「けいあい」の3つの地域包括支援センターがある。

※6 小地域ネットワーク活動

町内会等を基盤として、住民の参加と協力により、同じ地域の中で支援が必要な方々の生活を見守り、支え合い・助け合いを行う活動。社協で活動の支援を行っている。

※7 ノーマライゼーション理念

高齢者や障がい者などを特別視せず、互いに助け合いながら、すべての人が

共に暮らしていくことが正常な社会のあり方であるとする考え方。本計画では、すべての人が、地域の一員として「共に支え」・「共に歩む」という考え方としました。

※8 ふれあい・いきいきサロン

地域住民が運営主体となり行う、地域で生活している高齢者等が気軽に集まることができる仲間と生きがいつくりの場。社協で、活動の支援を行っている。

※9 ケアマネジメント

介護の必要な障がい者や高齢者に適切な自立計画や介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。

※10 はいかい高齢者等SOSネットワーク

行方不明となった認知症高齢者等の家族の精神的負担を軽減するため、地域の協力を得て早期に発見し、保護するための事業。

※11 フレイル

加齢により心身の活力（筋力や認知機能など）が低下し、要介護状態になるリスクが高い状態。要介護状態になると回復が難しくなるが、早くから予防をすればフレイルから元の健康な状態に戻ることが可能。

※12 地域包括ケアシステム

高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、自治体が地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じて作り上げる、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

※13 ファミリーサポートセンター事業

子育て支援の輪を広げ、地域ぐるみで子育てを支援することを目的とする育児の相互援助事業。子育て支援を受けたい方と子育てを応援したい方を会員とする。

※14 子育て世代包括支援センター

妊娠期から就学前までの子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための機関。妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に対し、関係機関と連携しながら子育て世代に必要な支援や情報を提供する。

※15 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

※16 LGBT（性的少数者（セクシュアルマイノリティ））

レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）の頭文字をとったものであり、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を広く表す言葉の一つでもある。また、末尾に自身の性別や性的指向を特定できないと考えるQ（＝クエスチョニング）など、様々な頭文字が加えられ、「LGBTQ」「LGBTQ+」

と表現されることもある。

※17 生活困窮者自立支援法

平成27年4月から施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等の支援を行うための所要の措置を講ずる法律。

※18 生活支援サービス

在宅の高齢者や障がいのある人が介護に頼らず自立した生活ができるよう支援するためのサービスであり、外出支援サービスや配食サービスなどがある。

※19 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力の不十分な方を支援する制度。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が本人の利益を考えながら、代理として契約等の法律行為を行うなどして、本人を保護・支援する制度。

※20 ライフステージ（生涯各期）

人間の一生における年代ごとの段階のこと。乳・幼児期（0～5歳）、学齢期（6～15歳）、青年期（16～29歳）、壮年期（30～44歳）、中年期（45～64歳）、高齢期（65歳以上）に区分している。

※21 ハートバリアフリー（心の障壁の除去）

心のバリア（障壁）をなくして、お互いを尊重しあえるような、住みよいまちづくりを進めていこうという考え方。

※22 障がい者虐待防止センター

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、登別市保健福祉部障がい福祉グループにおいて、障がい者虐待に関する通報の受理や、障がい者虐待の防止、相談、指導、養護者の支援などを行う機関。

※23 ジェンダー

生物学上の性差に対し、社会的・文化的につくり上げられた性差のこと。

※24 保護司会

犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを使命とする保護司（保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアで、保護観察官と協力して職務に当たる）の地区ごとの組織。

2 登別市福祉のまちづくり検討委員会委員名簿

	氏名	団体名	区分
会長	田淵 純勝	登別市市民自治推進委員会	
副会長	木村 純一	登別市老人クラブ連合会	
委員	藤江 紀彦	登別市社会福祉協議会	福祉関係者
	太田 通	登別市民生委員児童委員協議会	
	鳴海 文昭	登別市連合町内会	
	今 順子	登別市障害者福祉関係団体連絡協議会	
	南部 良一	登別地区保護司会	
	坂井 みさこ	登別市男女共同参画社会づくり推進会議	
	ライヤ・フランシス	登別市私立幼稚園協会	教育関係者
	大熊 龍也	登別市校長会	
	山本 富美子	登別商工会議所	経済関係者
	吉田 武史	登別国際観光コンベンション協会	
	南 のぞみ	登別市民	公募委員

3 登別市福祉のまちづくり検討委員会開催状況

回数	開催日	内容
第1回	令和2年10月13日	委員長・副委員長選出 第2期登別市地域福祉計画の期間延長/一部評価について 策定スケジュールについて
第2回	令和3年6月22日	策定スケジュールについて 委員の公募等について 登別市地域福祉計画庁内検討委員会の設置について 構成イメージについて 登別市の地域福祉に関するアンケート内容(案)について
第3回	令和3年8月26日	登別市の地域福祉に関するアンケート結果概要について 第2期計画及び第3期計画における取組内容の評価の考え方について 今後の取組内容に係る意見募集について
第4回	令和3年12月14日	パブリックコメントの実施に先立つ計画原案の確認について
第5回	令和4年2月28日	パブリックコメント実施結果について
第6回	令和4年3月28日	第3期登別市地域福祉計画策定内容の最終確認等について

4 登別市福祉のまちづくり検討委員会設置要領

(目的)

第1条 登別市ぬくもりある福祉基本条例（以下「条例」という。）及び登別市地域福祉計画（以下「計画」という。）の制定に当たり、広く市民の意見を反映させるため、「登別市福祉のまちづくり検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 経済関係者
- (4) 本市に居住する20歳以上の公募した市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、条例及び計画が策定されるまでとする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第3条 委員会は、条例及び計画の策定に関し、必要な検討、協議を行い、市長に条例及び計画の制定に係る意見具申をする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が召集し、会議の議長となる。

(部会)

第6条 委員会は、条例及び計画の策定に係る部会を、必要に応じ置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉グループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

5 登別市地域福祉計画庁内検討委員会開催状況

回数	開催日	内容
第1回	令和3年6月21日	策定スケジュールについて 構成イメージについて 市民ニーズアンケート内容（案）について
第2回	令和3年12月6日	地域福祉計画素案内容の検討について
第3回	令和4年2月14日	パブリックコメント実施結果について
第4回	令和4年3月25日	第3期登別市地域福祉計画策定内容の最終確認について
<p>※委員会開催以外の取組内容</p> <p>令和3年6月1日 「第3期登別市地域福祉計画」の策定に係る市民ニーズアンケート内容の確認</p> <p>令和3年7月9日 第3期登別市地域福祉計画・第4期登別市地域福祉実践計画策定記念講演会「地域共生社会の実現に向けて」に参加</p> <p>令和3年8月27日 重層的支援体制構築に係る自治体向け研修会（1回目）に参加</p> <p>令和3年9月9日 重層的支援体制構築に係る自治体向け研修会（2回目）に参加</p> <p>令和3年11月12日 第3期登別市地域福祉計画・第4期登別市地域福祉実践計画策定記念講演会「地域共生社会の実現に向けて」市職員向けに動画視聴依頼</p> <p>令和3年12月14日 パブリックコメントの実施に先立つ計画原案の確認依頼</p>		

6 登別市地域福祉計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 登別市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、関係部署の実務に基づく意見を聴取するとともに、各個別計画との整合を図るため、登別市地域福祉計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る検討
- (2) その他計画の策定に当たり必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、保健福祉部社会福祉グループを所掌する保健福祉部次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、書面にて会議を開催することができる。

(任期)

第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉グループにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>保健福祉部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次長（第3条第3項に規定する次長を除く。） ・ 社会福祉グループ総括主幹 ・ こども育成グループ総括主幹 ・ こども家庭グループ総括主幹 ・ 障がい福祉グループ総括主幹 ・ 健康推進グループ総括主幹 ・ 高齢・介護グループ総括主幹 ・ 国民健康保険グループ総括主幹 ・ 年金・長寿医療グループ総括主幹 ・ 健康長寿グループ総括主幹 ・ 新型コロナワクチン接種対策グループ総括主幹
<p>市民生活部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働グループ総括主幹 ・ 市民サービスグループ総括主幹
<p>総務部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務グループ防災主幹

7 登別市ぬくもりある福祉基本条例

市民一人ひとりが住み慣れた地域で、互いの人格と個性を尊重しながら、共に生きるという意識は、まちづくりの基本です。

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、女性も男性も、そして登別を訪れる人も、共に支え合う地域社会を目指し、差別や偏見のないぬくもりある福祉社会を築き上げることが私たち市民の願いです。

しかし、私たちの住む地域社会における課題としては、少子高齢化や核家族化の進展及び価値観や生活様式の多様化等による人と人とのつながりの希薄化、経済情勢の低迷や雇用環境の悪化等による経済的な不安や社会保障に対する不安等が挙げられます。

このような様々な課題に対応していくためには、行政による対象者ごとの公的サービスに加え、市民一人ひとりが人権と価値観を尊重して思いやりの心を持ち、地域で何らかの支援が必要な人たちを市と市民との協働により支え合う仕組みをつくり、市民誰もが自分らしい生活を送ることができる心の通い合う地域社会を築いていくことが求められます。

そのためには、市は、現状と将来を見据えて、福祉教育の充実や交流の促進等によりノーマライゼーション理念の普及啓発を図るとともに、福祉を支える人材や組織の養成及び財源確保等に努める必要があります。一方、市民は、地域に関心を持ち、地域のことを知り、地域で支え合う活動を行うことが必要となります。

私たちは、このような考え方に立って、それぞれの役割を自覚し、共に力を合わせて福祉のまちづくりに取り組むため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、その基本理念及び基本的事項を定めるとともに、市民、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、福祉のまちづくりを市民、事業者及び市が協働で推進し、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会を築くことを目的とする。

(基本理念)

第2条 福祉のまちづくりの基本理念は、次に掲げるものとし、市民、事業者及び市は、この理念に基づき、協働して福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

- (1) 市民は、地域社会の一員として尊重され、生涯を通じて自らの尊厳を保ち、互いに認め合いながら自立していくよう努めなければならない。
- (2) 事業者は、地域社会の一員として自己の能力を発揮し、互いに協力して、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に努めなければならない。

- (3) 市は、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、公平性及び公益性に重きを置き、必要な施策を総合的かつ効果的に実施するよう努めなければならない。
- (4) 市民、事業者及び市は、行動を妨げる偏見等の心理的障壁や建物等における物理的障壁の除去に取り組み、市民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できる環境づくりの推進に努めなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉のまちづくり すべての市民が互いの人権と価値観を尊重し、地域社会の一員として自己の能力を発揮することにより、共に支え合い助け合いながら自立した生活を送ることができ、自らの意思で地域社会づくりに参加し、誰もが安全に安心して暮らし、又は訪れることができるまちづくりをいう。
- (2) 市民 市内に在住し、若しくは通勤若しくは通学する個人又は団体をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- (4) 障がい者、高齢者等 障がい者、高齢者、妊産婦その他の日常生活又は社会生活において制限を受ける者をいう。
- (5) 公共的施設 病院、百貨店、ホテル、飲食店、学校、共同住宅、道路、公園その他の多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- (6) 公共的車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、航空機等で規則で定めるものをいう。
- (7) 公共的工作物 信号機、バスの停留所その他の多数の者の利用に供する工作物で規則で定めるものをいう。
- (8) 公共的施設等 公共的施設、公共的車両等、公共的工作物及び住宅（共同住宅を除く。）をいう。

(市民の責務)

第4条 市民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、福祉のまちづくりについて理解を深め、積極的に取り組むとともに、互いに協力して福祉のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、生涯を通じて自らの尊厳を保ち、互いを尊重しながら、自立していくよう努めなければならない。
- 3 市民は、誰もが安全かつ円滑に公共的施設等を利用することを妨げてはならない。
- 4 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員であることを自覚し、事業者としての専門性を活かして福祉のまちづくりに積極的に

取り組むとともに、互いに協力して福祉のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、すべての人が安全かつ容易に利用できるよう、その整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、市民及び事業者の参加と協力のもとに、公平性及び公益性に重きを置き、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

- 2 市は、福祉のまちづくりに関する施策に、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する活動に対し、必要に応じて支援及び協力するよう努めなければならない。
- 4 市は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、すべての人が安全かつ容易に利用できるよう、その整備に努めなければならない。
- 5 市は、福祉のまちづくりのために広域的な取組を必要とする施策について、国及び北海道その他の地方公共団体（以下この項において「国及び北海道等」という。）と連携して、その推進に努めるとともに、必要に応じて国及び北海道等に対し、制度の改善その他必要な措置を要請するものとする。

(施策の基本方針)

第7条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、果たすべき責務を認識し、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

- (1) 市民一人ひとりが地域社会の一員として尊重され、自己の能力を発揮し、共に支え合い助け合って、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
- (2) 市民一人ひとりが自立し、自由に社会参加することができるまちづくりの推進
- (3) 市民及び事業者がその果たすべき責務を認識し、自主的かつ積極的に参画することができるまちづくりの推進
- (4) 市民、事業者及び市が互いに協力及び連携し、一体となったまちづくりの推進

(情報の提供)

第8条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりに関して理解を深め、自発的に活動することを促進するため、必要な情報及び学習機会の提供に努めるものとする。

- 2 市は、市民及び事業者と連携し、福祉のまちづくりに関する情報共有に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民及び事業者と互いに協力及び連携し、福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、福祉のまちづくりを推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(意識の啓発)

第11条 市は、すべての市民が互いの人権を尊重し、思いやりのある福祉の心の醸成及びノーマライゼーション理念の浸透が図られるよう、地域福祉を推進する団体と連携し、啓発に努めるものとする。

2 市民及び事業者は、支え合いの大切さを理解し、自らきずな意識を高めるよう努めるものとする。

(福祉教育の充実)

第12条 市は、幼児教育、学校教育、社会教育等の機会を通じて、思いやりのある福祉の心を育むために、地域福祉を推進する団体と連携し、福祉教育の充実に努めるものとする。

2 市民及び事業者は、福祉活動を実践するために、福祉教育に積極的に参加するよう努めるものとする。

(交流の促進)

第13条 市民、事業者及び市は、互いを尊重しながら、福祉のまちづくりに関して理解を深められるよう、多様な交流の促進に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者が交流を通じて福祉活動の大切さを理解し、福祉活動を実践できるよう、必要な情報及び機会の提供に努めるものとする。

(男女共同参画社会の形成)

第14条 市民、事業者及び市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成促進に努めるものとする。

(就業機会の促進)

第15条 事業者及び市は、障がい者、高齢者等がその能力に応じ、就業の機会が得られ、その職業の安定が図られるよう、必要な支援に努めるものとする。

2 事業者及び市は、障がい者の雇用機会を確保するとともに、職場環境の整備を図り、その雇用の安定に努めるものとする。

3 事業者及び市は、高齢者が自らの豊富な知識及び経験を活用して生きがいをもって暮らせるよう、就業機会の提供に努めるものとする。

4 事業者及び市は、女性と男性の平等な雇用機会を確保するとともに、職場待遇の改善等により、職業生活の充実が図られるよう努めるものとする。

(防災上の相互支援)

第16条 市民、事業者及び市は、互いに協力及び連携して、障がい者、高齢者等の災害時の安全確保に努めるものとする。

2 市は、災害に備えて防災意識の啓発を行うとともに、市民及び事業者と連携

し、障がい者、高齢者等に配慮した支援体制づくりに努めるものとする。

(防犯活動の推進)

第17条 市民、事業者及び市は、市民が安心して日常生活を送ることができるよう、互いに協力及び連携して、防犯活動の推進に努めるものとする。

2 市は、防犯意識の啓発を行うとともに、安全な生活環境づくりに努めるものとする。

(人権擁護意識の啓発等)

第18条 市民、事業者及び市は、誤解、偏見、理解不足等から生じる差別をなくすため、互いに連携して、人権擁護意識の啓発に努めるものとする。

2 市民、事業者及び市は、人権擁護の意識を高め、児童又は障がい者、高齢者等へのいじめ又は虐待、配偶者等からの暴力等の人権侵害を未然に防止するよう努めるものとする。

3 市は、児童又は障がい者、高齢者等へのいじめ又は虐待、配偶者等からの暴力等の人権侵害の発生に際しては、関係機関と連携して情報共有を図り、適切に対応するよう努めるものとする。

(地域福祉の推進)

第19条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例の理念をもとに、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の地域福祉計画を定めなければならない。

2 市は、市民及び事業者と協働して、地域福祉計画を策定しなければならない。

3 市は、地域福祉計画を策定したときは、当該計画を公表しなければならない。

4 市は、地域福祉計画について、その進捗状況を検証しなければならない。

(地域福祉計画に定める基本的事項)

第20条 市は、地域福祉計画において社会福祉法第107条に定めるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 子育てに関すること。

(2) 健康増進に関すること。

(3) 障がい者福祉に関すること。

(4) 高齢者福祉に関すること。

(5) 男女共同参画に関すること。

(6) 安全・安心な生活に関すること。

(7) その他市長が特に必要と認めるもの

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

8 登別市ぬくもりある福祉基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、登別市ぬくもりある福祉基本条例（平成25年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第3条第5号に規定する規則で定める公共的施設は、別表に定めるものとする。

(公共的車両等)

第3条 条例第3条第6号に規定する規則で定める公共的車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号に規定する旅客車
- (2) 軌道法施行規則（大正12年内務省・鉄道省令）第9条第1項第17号（ロ）に規定する客車
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (4) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (5) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船
- (6) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第17項に規定する定期航空運送事業の用に供する航空機のうち旅客の運送の用に供する飛行機

(公共的工作物)

第4条 条例第3条第7号に規定する規則で定める公共的工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 信号機
- (2) バスの停留所
- (3) 案内標識
- (4) 公衆電話所

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	公共的施設
1 建築物	(1) 学校
	(2) 病院又は診療所
	(3) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
	(4) 集会場又は公会堂
	(5) 展示場
	(6) 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
	(7) ホテル又は旅館
	(8) 事務所
	(9) 共同住宅、寄宿舎又は下宿
	(10) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
	(11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、母子福祉施設、保健センターその他これらに類するもの
	(12) 遊技場又は体育館、水泳場、ボウリング場その他のスポーツ施設
	(13) 博物館、美術館又は図書館
	(14) 公衆浴場
	(15) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
	(16) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
	(17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
	(18) 工場
	(19) 自動車の停留又は駐車のための施設
	(20) 公衆便所
(21) 火葬場	
(22) 神社、寺院又は教会その他これらに類するもの	
(23) 地下街その他これらに類するもの	
2 公共交通機関の施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
3 道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの交通の用に供する道路を除く。）

4 公園	(1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
	(2) 遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの
5 路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場で建築物以外のもの（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）